

函館市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条～第14条）

第3章 男女共同参画苦情処理委員（第15条～第18条）

第4章 男女共同参画審議会（第19条～第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

個人の尊重と法の下での平等を定める日本国憲法の下で、男女の平等を実現するために、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約採択などの国際社会の取組とも連動して、国や北海道において男女共同参画社会基本法や北海道男女平等参画推進条例が制定されるなど、法制度の整備が進められてきました。

私たちのまち函館市においても、女性センターを中心とする各種事業活動や男女共同参画に関する基本的計画である「はこだてプラン21」の策定など、男女の意識改革の実現を図る施策において、男女共同参画の実現に向けた様々な努力を行ってきました。

しかしながら、男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分であるとはいえず、性別による固定的な役割分担意識およびそれに基づく慣習等が存在していることから、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。

更に、大都市と比べて少子高齢化がより急速に進んでいる市においては、次世代を担う青少年の健全な育成を図るためにも、男女共同参画の理念に基づいたまちづくりを進めていくことが、21世紀における最重要課題となっています。

このような現状を踏まえ、課題の解決に向けた取組を進めるための基本的な考え方を明らかにすることにより、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野（家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野をいう。以下同じ。）において、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を解消するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反して性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における生活環境を害して不快な思いや体験をさせることまたは性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間における身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重さ

れること。

- (2) 社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならないこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または事業者における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり人格の尊厳を保つことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、および実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国および他の地方公共団体との密接な連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的かつ主体的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

ならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民および事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、函館市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における男女共同参画の推進)

第10条 市は、附属機関その他の諮問機関の委員の委嘱を行う場合には、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第11条 市は、男女共同参画の推進について、市民および事業者の理解を深めるため、社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他の適切な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の推進に努めるものとする。

(実施状況等の公表)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

(教育の推進)

第14条 市は、市民への基本理念の普及を図り、男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画に関する教育の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、生徒、児童および幼児(以下「生徒等」という。)に対し、基本理念の普及を図り、男女共同参画についての理解を深めるため、家庭および地域において、男女共同参画の推進に関する教育を行うよう努めなければならない。

3 学校または保育所を設置し、または管理する者は、生徒等の発達段階に応じた男女共同参画に関する教育の推進に努めなければならない。

4 市は、前2項の規定による男女共同参画に関する教育の推進を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(設置)

第15条 市長は、市民または事業者からの男女共同参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、函館市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。

(1) 男女共同参画に係る市の施策についての苦情(相談を含む。以下同じ。)に関する申出に対し、助言をすること。

(2) 男女共同参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、

助言をすること。

- (3) 第1号の申出に係る市の施策について、関係する市の機関に対し、資料の提出および説明を求め、ならびに意見を述べること。

(苦情等の申出等)

第16条 市民または事業者は、男女共同参画に係る市の施策についての苦情または男女共同参画を阻害すると認められるもの(規則で定める事項を除く。)に関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

2 苦情処理委員は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、関係する市の機関に照会し、または当該機関と連携を図りながら、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

3 苦情処理委員は、苦情等の処理状況について、市長に報告するものとする。

(苦情処理委員の責務)

第17条 苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 苦情処理委員は、苦情等の処理に当たっては、個人情報保護について最大限の配慮をしなければならない。

(規則への委任)

第18条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第19条 男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、函館市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第20条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況

(3) その他男女共同参画の推進に関する事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第22条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 男女共同参画に関係する団体からの推薦による者

(3) 事業者を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3章および第4章ならびに附則第3項の規定は、平成17年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている「はこだてプラン21」は、第8条の規定による手続を経て策定された基本計画とみなす。

3 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次のよう略